

○ 千葉市医療安全管理委員会要綱

(設置)

第1条 千葉市病院局医療安全管理指針に基づき、千葉市立青葉病院及び千葉市立幕張海浜病院（以下「両市立病院」という。）における医療事故の防止及び医療に係る安全管理（以下「医療安全管理」という。）体制の確保を目的として、両市立病院にそれぞれ医療安全管理のための委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 医療事故防止及び医療安全管理体制の推進に関すること。
- (2) インシデントレポート等による情報収集、分析及び医療事故防止のための改善策の検討に関すること。
- (3) 医療安全管理のための職員の研修に関すること。
- (4) その他医療安全管理のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療安全室長
- (2) 副医療安全室長
- (3) 医療法施行規則（以下「施行規則」という。）第1条の11第2項第2号イに規定する医薬品安全管理責任者
- (4) 施行規則第1条の11第2項第3号イに規定する医療機器安全管理責任者
- (5) 診療局長
- (6) 診療局統括部長、科部長及び科長
- (7) 診療放射線科長
- (8) 臨床検査科長
- (9) 栄養科長
- (10) 看護部長
- (11) 看護師長
- (12) 事務長
- (13) その他委員長が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、医療安全室長をもってあてる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、副医療安全室長をもってあてる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が原則として毎月1回これを召集する。ただし、委員長は、必要なときに臨時に委員会を招集することができる。

(報告)

第6条 委員長は、審議結果を院長に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(専門部会等の設置)

第8条 委員長は、第2条に規定する事項に関して必要と認めた場合に、専門部会等(以下「専門部会等」という。)を設置することができる。

2 専門部会等は委員長の指名する者で構成する。

(合同委員会)

第9条 両市立病院の委員会の委員長は、双方の医療安全管理対策等の情報交換を図り、より安全な医療を提供するため、両市立病院合同の委員会(以下「合同委員会」という。)を置くことができる。

2 合同委員会は、両市立病院の委員会の委員全員をもって組織する。

3 合同委員会の議長は、両市立病院の委員会の委員長が交代で行う。

4 合同委員会の会議は、議長が招集する。

5 合同委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(秘密の保持)

第 10 条 委員は、委員会、合同委員会及び専門部会等において知り得た事項を漏らしてはならない。

2 インシデントレポート等による事故事例の分析に関して、患者及び職員個人が特定されることのないよう留意する。

（会議等の非公開）

第 11 条 会議及び議事録は委員会、合同委員会及び専門部会等の許可のない限り非公開とする。

（庶務）

第 12 条 委員会の庶務は、医療安全室において処理する。

（補則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。